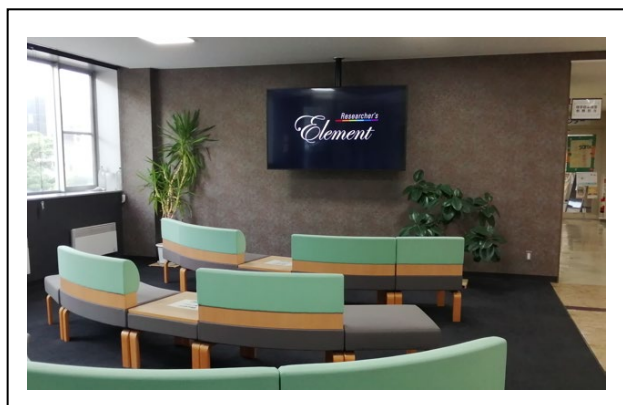


山形大学理学部企業広告事業

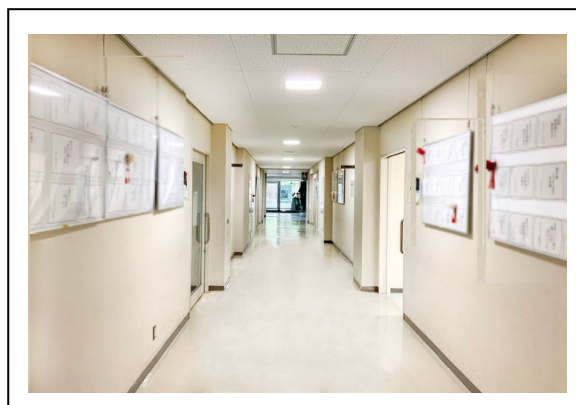
(目的)

本学部学生と企業をつなぐツールとして、現在理学部に設置している広報用ディスプレイ及びポスターパネルを利用し、本事業に賛同された企業紹介を行う。

(学生サービス、雇用機会の拡大、資産の有効活用、財源確保多様化)



広報用ディスプレイによる配信



ポスターパネルによる掲示

(事業実施方法)

本事業に賛同された企業から寄附金を募る。

- ・寄附金：100,000円以上

企業紹介：

広報用ディスプレイによる配信（1分間以内）又はポスターパネル（A1サイズ）による掲示を選択

(紹介内容)

広報用ディスプレイによる配信

- ・放映時間 8:30-17:00 学内放送1コマ(1通り)のうち1社1分間以内の企業紹介を配信する。
- ・企業紹介放送期間: 寄附申し込み受け入れ決定～年度末まで(令和8年3月31日まで)

ポスターパネルによる掲示

- ・A1サイズのポスターパネルにより企業紹介を掲示する。
- ・企業紹介掲示期間: 寄附申し込み受け入れ決定～年度末まで(令和8年3月31日まで)

(企業紹介までの流れ)

- ① 賛同企業からの「寄附申込書」と「広告掲載申請書（広告内容資料含む）」の提出
- ② 企業紹介内容について審査
- ③ 審査後、寄附申し込みの受け入れ決定
- ④ 企業紹介開始

【記入例】

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

山形大学長 殿

所在地 ○○県○○市○○町○丁目○—○

代表者名 株式会社○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○

下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金額 100,000 円
分割納入の有無 有（ ）・ **無**
- 2 寄附の目的及び条件
目的 山形大学理学部企業広告事業に寄与するため
条件 なし
- 3 寄附金の名称
山形大学理学部企業広告事業
- 4 その他
・ 寄附先 担当教員所属・職・氏名（任意）
なし
- ・ 寄附元 事務担当者住所・所属・職・氏名等（事務関係書類送付先）
住 所: ○○県○○市○○町○丁目○—○
所属・氏名: ○○部 担当: ○○○○
T E L: ○○○—○○○○—○○○○
E - m a i l: ○○○@○○. ○○

【以下、提出時は削除可】

- お願い
- ・有価証券を御寄附される場合は、寄附金額の代わりに証券名、額面金額及び時価を御記入願います。
 - ・御寄附の目的が奨学研究の場合には、寄附金の名称欄に研究課題も併せて御記入願います。
 - ・様式は、御随意で結構ですが、上記の事項につきましては、必ず御記入願います。

- 小白川キャンパスでは下記の場合を除き、ご寄附いただいた奨学寄附金の10%に担当する金額を、教育研究の推進等に資するための経費を確保することを目的とし、オーバーヘッド(一般管理費)として使用させていただきますので、ご理解ご了承のほど、お願いいたします。

(対象外)

- ① 財団等が行う研究助成金等に応募し、受け入れた奨学寄附金個人からの寄附
- ② 山形大学基金からの学部及びキャンパス全体への奨学寄附金
- ③ その他、キャンパス長が対象外にする必要があると認めた奨学寄附金
- ④ 個人からの寄附

年 月 日

山形大学小白川キャンパス長 殿

申請者 住所(所在地)
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇—〇

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先電話番号 000-0000-0000
担当者氏名 〇〇部 〇〇 〇〇

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人山形大学広告掲載等規程第6条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申請します。

記

- 1 広告掲載希望情報媒体等名
山形大学理学部企業広告
A 広報用ディスプレイによる配信
B ポスターパネルによる掲示
※A、Bのいずれか又は双方に○を付けて下さい。
- 2 広告掲載希望年度又は回数
A 通年 希望年度： 令和7年度
B 回数指定 希望回数： 回 年 月号, 年 月号
年 月号, 年 月号
※A、Bのいずれかに○を付けて下さい。
- 3 規格 山形大学理学部企業広告規格による
縦 cm, 横 cm
- 4 広告掲載料
100,000 円 (当該金額を企業広告事業に寄附)
- 5 広告の内容 (広告の仮原稿等掲載イメージのわかるもの)
(別添のとおり)
- 6 その他
(1) 申請にあたっては、国立大学法人山形大学広告掲載等規程を遵守します。
(2) 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。

備考：会社概要等を添付

【広告内容チェックリスト】

・ 広告の内容が次の各号に該当しないことをご確認ください。

- 法令、通達、条例等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 11 条に基づいて設定される公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- 責任の所在が不明確なもの
- 内容が不明確なもの
- 事実と異なる内容を含むもの
- 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- 比較広告
- 懸賞広告及びクーポン付き広告
- 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの
- 宗教的又は政治的内容(特定の政党又は政治団体の宣伝等)を含むもの
- 特定の主義主張を含むもの
- 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある内容を含むもの
- 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- 著作権、商標権その他の知的財産を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に関するもの及び風俗営業に類似した業種の広告
- 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- たばこの広告や喫煙を促す広告
- 賭博、ギャンブルに関する広告
- 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの

以下、關係法・規則等

【抜粋版】

国立大学法人の業務運営に関する FAQ

文 部 科 学 省

Q21. 大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することはできるのか。

A21. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A19.のとおりです。その上で、大学等の広報、教職員等の福利厚生、法人の資産の有効活用等を目的とした、法人の内部管理業務と考えられる取組については、国立大学法人法第 2 2 条第 1 項第 1 号「国立大学を設置し、これを運営すること」及びその附帯業務に該当するものとされます。質問の大学の施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定することは一般的には当該業務に該当するものと考えられます。一方、およそ国立大学法人の教育研究活動に支障を来すようなものとならないよう留意した上で実施されることが必要です。

Q22. 学内に設置された教職員等用の保育施設に、地域の幼児を受け入れることは可能か。

A22. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A19.のとおりです。その上で、学内への保育施設の設置については、多くの法人において、教職員等への福利厚生を目的として行われていますが、その上で、当該施設の保育体制上、学外からも受入れ可能な場合には、大学の判断において、地域の幼児を受け入れることは可能です。また、各種の助成制度を活用する上で、地域枠があらかじめ設定された事業所内保育所を設置することもできます。

Q23. 大学のパンフレットなどの出版物や敷地内に企業広告を掲載し、広告収入を得ることはできるのか。

A23. 一定の留意のもと可能です。

収益を伴う事業についての基本的な考え方は A19.のとおりです。その上で、民間企業等の広告については、例えば、以下のような事例については、国立大学法人等が自主的な判断のもと実施をすることができる業務の範囲内の取組であるとされています。（ただし、実施に当たっては、各地方公共団体の定める条例・規則等に反しないことをあらかじめ確認することが必要です。）

- ・掲示板や学内誌、学内者への配布物等に、教職員への福利厚生や学生の生活支援に資する情報として企業広告を掲載すること
- ・大学の教育研究活動の成果を活用して事業を行う事業者（大学発ベンチャー等）のバナー広告を、大学の教育研究活動の成果の普及・活用促進や大学の広報活動の一環として大学ホームページ等に掲載すること
- ・民間企業等によるサービスの対価として、金銭の支払に代えて、当該民間企業の広告を学内や大学ホームページ上に設置すること
- ・寄附を受けた民間企業等の広告を、寄附に対する謝礼として学内掲示板、ホームページ等に掲載すること
- ・共同研究の相手方である民間企業等の広告を学内に掲載すること
- ・その他、国立大学法人等の公共性、公益性や品位を損なうことがないと、社会通念に照らし、法人が説明責任を果たしうる範囲において、民間企業等の広告を、大学のホームページや掲示板等に掲載すること

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学(以下「本学」という。)における奨学寄附金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受入決定及び移換の実施)

第2条 第6条の受入決定及び第12条の移換は、学長が行うものとする。ただし、当該金額が1億円未満のものについては、その権限を国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第38条第1項の法人部局長(法人本部においては、法人本部を構成する各事務部(事務分掌する教育研究推進組織を含み、総務部にあつては監査室及び企画・戦略室を含む。))に委任する。

(奨学寄附金の受入れ)

第3条 民間等外部からの奨学寄附金の申出が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学寄附金として受け入れることができる。

- (1) 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
- (2) 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 教育研究の奨励を目的とする経費
- (5) その他本学が実施する事業の推進を目的とする経費

2 民間等外部からの奨学寄附金の申出に、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 貸与又は給与する学生又は生徒の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (4) 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
- (5) 寄附目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

(助成金等の受入れ)

第4条 助成機関等から職員個人に助成金が付与された場合において、助成等の趣旨が当該職員の職務上の教育及び学術研究等を援助しようとするものであるときは、当該職員は、その助成金を改めて奨学寄附金として本学へ寄附するものとする。

(受入れの制限)

第5条 民間等外部からの奨学寄附金の申出に次の各号のいずれかに該当する条件を付したものは、奨学寄附金として受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

2 奨学寄附金を受け入れることによって財政負担が伴う寄附金(既定配分予算の範囲内でまかなえるものを除く。)は、受け入れることができない。

(奨学寄附金の受入決定)

第6条 民間等外部から奨学寄附金の申出があったときは、寄附の条件等を審査の上、受入れ可能なものについて奨学寄附金申出に関する書類(別記様式)により申出を受理するものとする。

2 奨学寄附金の受入れに当たり、寄附者等との関係について社会の疑惑を招くことのないよう適切に取り扱うものとする。

(受入決定の通知)

第7条 奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に受入決定の通知及び振込の依頼を送付するものとする。

2 奨学寄附金の納付を確認したときは、寄附者に礼状を送付するものとする。

(部局等への報告)

第8条 奨学寄附金を受け入れたときは、法人部局の管理運営に関する重要事項を審議する組織(法人本部を構成する各事務部にあっては役員会)に報告するものとする。

(有価証券の取扱い)

第9条 奨学寄附金が有価証券(国立大学法人山形大学財務会計規則第10条第2項に規定する有価証券をいう。)の場合には、国立大学法人山形大学財務会計実施規程第20条第2号のアの職務を担当する者がこれを取り扱うものとする。

(奨学寄附金の管理及び運用)

第10条 奨学寄附金は財務部において管理するものとし、国立大学法人山形大学資金管理規程の定めるところにより運用することができるものとする。

2 前項の規定に基づき運用を行い利益が生じたときは本学の収入として受け入れるものとする。

(奨学寄附金の使途の特定)

第11条 奨学寄附金を受け入れたときは、その使途を特定するものとする。なお、特定した使途を変更する場合にも、同様とする。

(移換)

第12条 奨学寄附金は、必要に応じ、他の国立大学法人等に移し換えることができる。

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学(以下「本法人」という。)が発行又は発信する情報媒体その他の財産(以下「情報媒体等」という。)に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報媒体等 次に掲げる本法人の財産のうち、広告の掲載又は掲出が可能なものをいう。

ア 本法人が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物

イ 本学ホームページ及びデジタルサイネージ等の電子媒体

ウ その他広告掲載に活用できる本法人の財産

(2) 広告掲載 情報媒体等に民間企業等の広告を掲載又は掲出(施設等への命名権を含む。)することをいう。

(3) 部局及び部局長 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程第5条に規定する法人部局及び法人部局長とする。ただし、法人本部を構成する各事務部(事務分掌する教育研究推進組織を含み、総務部にあつては戦略本部及び監査室を含む。)については、部局を本部事務部各部に、部局長を本部事務部各部長とする。

(情報媒体等の指定)

第3条 広告を掲載又は掲出する情報媒体等は、学長が指定するものとする。

2 情報媒体等を所管する部局長は、前項に規定する指定を受けようとするときは、あらかじめ別紙様式1により、学長と協議し、許可を得なければならない。

(広告の範囲及び基準)

第4条 広告掲載は、本法人の業務に支障を及ぼすことなく、かつ、情報媒体等の用途又は目的を妨げない範囲内とする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の対象としない。

(1) 法令、通達、条例等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

(2) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条に基づいて設定される公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

(3) 責任の所在が不明確なもの

(4) 内容が不明確なもの

(5) 事実と異なる内容を含むもの

(6) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの

- (7) 比較広告
- (8) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (9) 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの
- (10) 宗教的又は政治的内容(特定の政党又は政治団体の宣伝等)を含むもの
- (11) 特定の主義主張を含むもの
- (12) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある内容を含むもの
- (13) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (14) 著作権、商標権その他の知的財産を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (16) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの及び風俗営業に類似した業種の広告
- (17) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (18) たばこの広告や喫煙を促す広告
- (19) 賭博、ギャンブルに関する広告
- (20) 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (21) その他広告として掲載又は掲出することが適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置、規格及び掲載料)

第5条 広告の掲載位置、規格及び掲載料については、情報媒体等ごとに部局長が定める。

2 広告掲載を希望する企業その他の者(以下「広告依頼者」という。)との合意がある場合、部局長の承認を得て、広告依頼者の負担により作成した情報媒体等自体の納入をもって掲載料に代えることができる。

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載を希望する者は、別紙様式2により、部局の指定する期日までに部局長に申請するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 部局長は、広告掲載の許可を行うに当たって、広告ごとに、別紙様式3により、当該広告掲載の審査を学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があった場合、当該広告掲載について、内容を審査し、その結果を部局長に通知するものとする。

3 部局長は、前項の結果に基づき、当該広告掲載の許可の可否を、別紙様式4により、広告依頼者に通知するものとする。

4 部局長は、広告掲載をした場合は、速やかに学長にその旨を報告するとともに、広告掲載をした情報媒体等のうち提出が可能なものについては1部提出し、提出が困難なものについては広告掲載の内容が分かるものを提出するものとする。

5 第1項に規定する学長への申請は、同じ情報媒体等について、同じ広告依頼者から同様の申請があった場合は、2回目以降については省略することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた広告依頼者は、部局長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告依頼者が負担するものとする。

(広告掲載料の納入等)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、本法人が発行する請求書により指定する期日までに納入するものとする。

2 既に支払った広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告依頼者の責に帰さない事由により広告を掲載しなかったときは、必要な経費を差し引いた金額を返還することができる。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取り消し)

第10条 部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項の規定により指定する期日までに広告原稿が提出されないとき

(2) 前条の規定により指定する期日までに広告掲載料が支払われないとき

(3) 第4条又は第5条の規定に反するとき

(4) その他広告を掲載することが不相当と部局長が認めたとき

2 部局長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、当該広告依頼者に対して理由を付してその旨を通知するとともに、その写しをもって学長に報告するものとする。

(広告依頼者の責務)

第11条 広告依頼者は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告依頼者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理又は第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告依頼者は、広告の掲載により、第三者から当該広告に係る苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告依頼者の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償請求)

第12条 広告依頼者の反社会的行為等に関する事情により、本法人が被害を被った場合は、広告依頼者に対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第13条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本法人と広告依頼者双方が誠意をもって協議するものとする。

(裁判管轄)

第14条 この規程に定める広告掲載に関する訴訟は、山形地方裁判所を管轄裁判所とする。

(事務)

第15条 広告掲載に関する事務は、総務部及び当該情報媒体等を所管する部局において遂行する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、情報媒体等への広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。